

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 9 月 21 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600196号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600039号

第1 結論

昭和48年*月から昭和51年7月までの請求期間及び昭和57年4月から昭和59年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年*月から昭和51年7月まで
② 昭和57年4月から昭和59年12月まで

国民年金保険料が申請免除となっている期間があったので、その分の保険料を後からA社会保険事務所(当時)で現金で一括納付しており、昭和62年5月11日に納付した記録となっている。その後、社会保険事務所からもらった手引書の中に、国民年金保険料の未納部分について、後から納付すれば年金給付を受けられる旨の記載があったので、請求期間①及び②の保険料を後から遡って一括納付し、B共済組合に加入していた妻の将来の年金と互角になったと安堵した記憶がある。当時は、夫婦共稼ぎであり、保険料を一括して納付することは可能な状況であった。

請求期間①及び②の保険料を遡って納付した時期は、昭和62年5月以降であり、平成5、6年までの間に納付している。昭和62年5月11日に一括納付した保険料だけ処理され、その後一括納付した請求期間①及び②の保険料は処理されずに記録から脱落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「国民年金保険料が申請免除となっている期間があったので、その分の保険料を社会保険事務所で現金で一括納付し、その後に請求期間①及び②の保険料を遡って一括納付した。」と陳述しているところ、請求者は、「国民年金保険料の納付時期は、昭和62年5月から平成5、6年までの間であるが、納付期日の特定はできない。」としており、保険料の納付金額に関する記憶も明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間①について、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和55年9月頃に払い出されており、この頃に初めて請求者の国民年金の加入

手続が行われ、20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことにより、未納期間とされたものであることから、当該払出時点では、請求期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できない。請求期間②については、当該払出以降の期間であることから、保険料を現年度納付または過年度納付できる期間であるが、請求者が保険料を納付したと主張している昭和62年5月から平成5、6年までの間においては、請求期間②の保険料は時効により納付できないほか、請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿においても、請求期間①及び②は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、昭和55年から平成6年までの期間において、過去分の国民年金保険料を遡って納付する方法として、保険料の追納（免除期間の保険料を10年間遡って納付するもの）及び特例納付（時効で納付できなくなった過去の期間に係る保険料を特例的に納付できる措置が講じられたもの）があるが、請求期間①及び②は保険料の免除期間ではない上、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付したと主張する時期は、特例納付実施期間（最後の実施は昭和53年7月1日から昭和55年6月30日まで）ではないことから、請求者は、その主張する時期に、請求期間①及び②の保険料を遡って納付することはできない。

なお、オンライン記録によると、請求者は、昭和62年4月に国民年金保険料の申請免除期間に係る追納の申出を行い、同年5月11日に全ての申出期間の保険料を納付していることが確認できるところ、請求者が行った保険料の追納の申出期間は、その時点において、遡って納付が可能な全ての期間であり、当該申出期間以外に保険料を遡って納付できた期間はない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間①及び②について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600236号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600038号

第1 結論

昭和50年*月から昭和58年9月までの請求期間、昭和59年8月の請求期間、昭和60年1月から同年9月までの請求期間、昭和61年6月から同年10月までの請求期間、昭和63年1月から同年3月までの請求期間、昭和63年6月の請求期間、昭和63年7月及び同年8月の請求期間並びに平成元年4月から平成2年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年*月から昭和58年9月まで
② 昭和59年8月
③ 昭和60年1月から同年9月まで
④ 昭和61年6月から同年10月まで
⑤ 昭和63年1月から同年3月まで
⑥ 昭和63年6月
⑦ 昭和63年7月及び同年8月
⑧ 平成元年4月から平成2年2月まで

私が20歳になったときに、私の母がA市役所で、私の国民年金の加入手続きを行い、その日に母から年金手帳を受け取ったことを覚えている。

母は、家族の税金等の支払を全て行っていたので、国民年金保険料も間違いなく家族全員(父、母、私及び弟)分を納付していたはずであり、私に年金手帳だけ渡して保険料を未納にすることは考えられない。

私だけ未納であるとは到底考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳になったときに、請求者の母がA市役所で、請求者の国民年金の加入手続きを行い、母から年金手帳を受け取ったことを覚えており、請求者の母が家族全員(請求者の両親、請求者及び請求者の弟)の国民年金保険料を納付していたはずであると陳述しているが、請求者の母は既に亡くなっているため、当時の事情を聴取することができない上、請

求者自身も国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成4年8月頃に払い出されたと推認され、この頃に、初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、当該払出時点では、請求期間①から⑧までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている。

さらに、請求者のオンライン記録によると、請求期間①から⑧までの期間は、前述のとおり平成4年8月頃の請求者の国民年金の加入手続に伴い、同年8月14日付けで、20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、厚生年金保険被保険者期間に基づき、被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が追加された結果生じた国民年金保険料の未納期間であり、それまでは保険料が納付できない国民年金の未加入期間であったことから、請求期間当時、請求者の母が請求期間①から⑧までの期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

なお、請求者は、請求者の母が請求者の弟の分についても国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、請求者の弟の年金記録については、厚生年金保険被保険者期間を除き、20歳になった昭和52年*月から平成2年2月までは、すべて国民年金の未加入期間となっている。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。